

議案第165号

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 給与条例第15条の規定（同条第2項後段及び第4項を除く。）

は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項に規定する勤務成績に応じ規則で定める割合は、会計年度任用職員の勤務成績に相当する給与条例の適用を受ける職員（川崎市職員の

定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員を除く。）の勤務成績に応じ給与条例第15条第2項に規定する勤務成績に応じ規則で定める割合の範囲内で、規則で定めるものとし、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員に限る。）にあつては「規則で定める給料及び地域手当の額」と、パートタイム会計年度任用職員（技能業務職員を除く。）にあつては「規則で定める報酬の額」と読み替えるものとする。

（川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第3項中「第10条」の次に「、第11条」を加え、「、第14条の4中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

参考資料

制 定 要 旨

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、この条例を制定するものである。